

第 11 回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成 22 年 5 月 15 日(土) 午前 9 時 30 分～午後 0 時 20 分

場 所：燕市吉田公民館 3 階 講堂

出席者

市民委員：池田委員、市川委員、宇佐美委員、遠藤委員、長田委員、小原委員、小柳委員、加藤委員、川瀬委員、小林(正) 委員、小林(由) 委員、斎藤委員、清水委員、下村委員、竹井委員、田邊委員、中村委員、早川委員、本間委員、安田委員、山田委員、鷺澤委員（計 22 名）
（欠席 2 名 今井委員、藤森委員）

職員委員：五十嵐委員、岡田委員、西海知委員、酒井(緑) 委員、酒井(善) 委員、武田委員、土田委員、富所委員、服部委員、細貝委員、松本委員、向井委員（計 12 名）
（欠席 3 名 石村委員、原田委員、広瀬委員）

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

鈴木市長

事務局：企画調整部 南波部長、企画政策課 大越課長、宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、鈴木主任、倉田主事、藤野主事、地域振興課 川上主任（計 9 名）

傍聴者：なし

次 第

1. 開会	1
2. 意見交換	1
テーマ 「第 1 章 総則」の各グループ意見の整理について	
① 事務局説明	1
② 馬場先生の意見	3
③ 全体討議	5
3. ワークショップ	6
テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 「第 2 章 まちづくりの主体」について	
① 事務局説明	6
② 馬場先生の意見	7
③ グループワーク	7
【1 班の発表】	8
【2 班の発表】	9
【3 班の発表】	10
【4 班の発表】	11
【5 班の発表】	11
4. その他	13
5. 閉会	13

■1 開会

事務局：

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第 11 回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、ご連絡があります。会議の開催案内と一緒に送付した会議録にも掲載いたしました。前回の会議の中でご案内をさせていただきました、市民検討会議の委員長及び副委員長の選任の件につきまして、各グループの選考委員の皆さんと、前回の会議終了後に協議させていただきました結果、これまでどおり全員の思いや意見を反映することのできるワークショップの手法を主に採用しながら、全員で議論して、全員で合意形成を図るという会議形式を今後も続けていくため、これまでどおり委員長や副委員長を置かずに、会議を進めさせていただくということになりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、本日のプログラムについてご説明いたします。本日の資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分を『第 1 章 総則の各グループ意見の整理について』をテーマに、第 10 回会議の各グループの発表内容から、事務局が整理した条例素案のたたき台の修正案について全員で確認を行い、条例素案の「第 1 章 総則」について、市民検討会議としての意見を決定していきたいと思っております。

また、会議の後半部分では、『第 2 章 まちづくりの主体について』をテーマに、条例素案のたたき台に掲載した第 2 章の各条文案について、各グループの意見交換と発表を行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、これより次第の 2 番目の意見交換に移らせていただきます。

■2 意見交換

テーマ 「第 1 章 総則」の各グループ意見の整理について

事務局：

それでは、これから『第 1 章 総則の各グループ意見の整理について』をテーマに、意見交換を行います。

前回の会議では、提言書検討資料の第 1 章に掲載した、(仮称)まちづくり基本条例の「総則」について、委員の皆さんの考えや意見を出し合って、修正意見をまとめ、発表していただきました。今回の意見交換では、前回の修正意見を皆さんから確認していただいたうえで、条例素案の「第 1 章」についての市民検討会議としての素案を決定したいと思います。

【事務局説明】

それでは、事前に送付いたしました資料 1 をご覧ください。

この資料は、前回の会議で各グループから発表していただいた修正意見等を漏れなく記載し、各グループから挙げられた意見に基づいて、修正案を掲載したものです。

修正案は、事前に会議の開催案内と併せて送付させていただきましたので、お読みになられた方もいらっしゃると思いますが、修正意見についての考え方や意見に基づく修正案についてご説明を行います。

はじめに、基本的な考え方についてご説明いたします。馬場先生とも協議させていただきましたが、修正案の作成に当たり、基本的な方針としては、「これまでの意見や考え方が条文にきちんと反映されていること」はもちろんですが、「誰が読んでもわかりやすいもの、同じ解釈ができるものとなっているかどうか」、また、普遍的という少し難しい表現をしますが、言い換え

ば、「まちづくりに共通する、すべてに当てはまる仕組みを簡潔に示すことができているか」ということを基本と考えました。

まず、第1条の目的の部分です。左側の欄がたたき台の条文、中央の欄が各グループの意見、右側の欄が修正案です。

第1案をご覧ください。各グループから挙げられた修正意見として「市民自治」という表現がわかりづらいというものがありました。また、「一層推進するとともに」という表現を変更して簡潔にしたかどうかという提案がありました。そこで、市民自治という表現を単に削除して、さらに表現を簡潔にしたものが第1案です。

続いて、第2案をご覧ください。市民自治という表現の具体的な修正意見として、「市民自治による自立した地域社会を実現すること」を「市民の意思による自主性や自立性の高いまちを創り上げること」という表現に変更した方が良いという意見がありました。そこで、第1案に、さらにご提案の修正意見を加えたものが第2案です。

このどちらの案が良いのか、また、他に修正すべき点があるかどうか、この後で皆さんから今一度ご意見をいただければと思います。

また、この資料をご覧ください。お分かりのとおり、条文の修正に伴って、「規定の必要性と基本的な考え方」という項目も修正して、それぞれ下の欄に掲載しています。こちらについては、前回の会議で説明が不足して申し訳ありませんでしたが、条例が制定された後、この条例を市民の皆さんに周知していくこととなりますが、条例をより理解していただくため、解説書を作成することを予定しています。そこで、解説の部分となるのが、この「規定の必要性と基本的な考え方」という項目です。最終的にできあがった条文だけで、私たちが議論してきた考え方をすべて読む人に伝えることができれば、最も理想的です。でも、この短い文章の中で、この考えに至った背景や考え方を全て伝えることは、とても難しいと思います。

そこで、解説書を作成して条文と併せて周知を行っていきたくと考えますので、条文だけでは伝えきれない、皆さんの思いや考えを解説の中に盛り込んでいきたいと思えます。

次に、第2条の定義の部分です。まず、2番目の「市民」の定義で、順番を変更して、一番上に持ってきた方が良いのではないかと意見がありましたが、条例中で用いられる順番で表記することになりますので、ご了承いただきたいと思えます。

続いて、3番目の「市」の定義の中で執行機関という表現について、執行機関である教育委員会等を具体的に表示した方がわかりやすいのではないかと意見がありました。そこで、ご提案の修正意見を加え、修正案を掲載してあります。

続いて、6番目の「地域コミュニティ」の定義ですが、こちらも表現がわかりにくく、具体的な例示が必要ではないかという意見でした。地域コミュニティを構成している団体等は、地域によって異なりますし、条例中ではなく、解説の部分で例示すれば、いつでも追加したり、変更したりできるため、「規定の必要性と基本的な考え方」という解説の中で例示したいと思えます。

続いて、9番目の「人財」の定義ですが、特徴的な表現ではありますが、別の意味合いに捉えられてしまうのではないかと意見がありました。こちらも、前回の会議で説明が不足して申し訳ありませんでしたが、「人財」については、現在燕市の条例等で規定されている例はありません。ただし、市の総合計画の中で、“人財育成プロジェクト”として、この用語が位置付けられています。しかしながら、総合計画と条例では、その目的が異なりますので、この定義を削除し、以降の条文中の用語を木へんの人材に統一する修正案を掲載してあります。

次に資料1の裏面をご覧ください。第3条のまちづくりの基本理念の部分です。第3条は1項、2項、3項に分かれています。1項と2項の部分で修正意見がありました。

まず、第1項の部分で、表現の変更について提案がありました。そこで、ご提案のとおり、より読みやすいように修正を加え、修正案を掲載してあります。

続いて、第2項の部分で、市の総合計画の基本構想の中で掲げる4つの基本理念を条文に盛り込み、共通の意味として持てれば良いのではないかと意見がありました。そこで、修正案と

して、人づくりという言葉の中にそういった意味を包含して、わかりやすい表現を基本としたものが第1案です。そうではなく、基本構想の中で掲げる4つの基本理念をきちんと条文に盛り込み、修正を加えたものが第2案です。また、教育立市宣言の趣旨についても同様のご意見がありました。まさに人づくりの理念であることから、この条文の中で包含されるものと考えます。

次に第4条のまちづくりの基本原則の部分です。全体的な意見として、「〇〇すること」という表現をやさしい表現に変更した方が良いのではないかという意見がありました。こちらにつきましては、基本理念と基本原則が続けて規定されてくることから、くどい表現を避け、簡潔に、わかりやすく表記するため箇条書きとしています。また、条文中で箇条書きを用いる場合の条文づくりのルールで「〇〇すること」という表現になりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

また、4番目に掲載した「(4) 人と人のつながりを大切にし、広く交流を深めること。」という原則の中に、助け合いや連携という意味の言葉を加えるという意見がありました。こちらにつきましては、助け合いや連携という言葉自体を追加するという考えもありましたが、「つながり」の中に「助け合い」や「支え合い」といったことが包含されていると考えます。しかし、明示的にする必要もあると考え、「規定の必要性と基本的な考え方」という解説の中で表現を追加させていただきました。

また、5番目に掲載した「(5) 市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性及び能力が発揮されること。」という原則の中で、基本的人権は憲法で保障されているため、「市民の意見が尊重され」という表現に置き換えても良いのではないかという意見がありました。こちらは、個人の意見のほか、個人の価値観の尊重など広い意味も含めて「人権の尊重」と表現しています。この条例は、まちづくりの全体に関わる仕組みをわかりやすく、簡潔に示すことを基本としていますが、これまでの検討の中で、子どもの育成や、高齢者福祉、障がい者との共生、男女共同参画の推進など、さまざまな分野のまちづくりについてのご意見もいただきました。そこで、人権の尊重を規定することで、福祉や教育など、個別の分野の政策を進める際にも、この条例の趣旨を尊重するとともに、燕市の姿勢を確認することができると考えます。

以上のとおり、第1章の修正意見についての考え方や意見に基づく修正案についてご説明を行いました。この後、馬場先生から修正案の考え方につきましてご意見をいただき、その後、全体討議ということで、修正案について皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。

その前に、これまでのご説明で、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

(特になし)

事務局：

それでは、第1章 総則の修正案について、馬場先生からご意見を伺いたいと思ひます。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

皆さん、おはようございます。今、事務局から基本的な説明をしていただきましたが、この修正案は、事務局の職員の方と一緒に検討させていただいて、考えたものです。

資料1は、左側から右側に順番に見ていただくとわかるようになってはいますが、左側が前回ご提案させていただいた条文案です。この条文案に対して、皆さんから前回意見をいただきました。それが、中央の部分です。それに基づいて、どのように修正した方が良いのかというものが右側の部分で、この3段階になっています。

そこで、前回いくつかのご意見が出た中で、ご説明のために参考資料というものを事務局から作成していただきました。この、まちづくり基本条例、総合計画、市民憲章、都市宣言についてという資料についての考え方から説明させていただきます。

まず、条例というものは自治体が定めることができる法律に準じるもの、法形式として挙げることができます。法形式として、まちづくり基本条例などがつくられるということです。

では、それ以外の総合計画、市民憲章、都市宣言は、どういうものか。

まず、総合計画については、法定されているという言葉を使いますが、法律でつくることが定められているんです。市町村は、法律で義務付けられているんです。しかし、今後は法改正による義務付けがなくなります。その意味から、法定ではなくなります。

市民憲章や都市宣言については、法律には定めがありません。いわゆる、自治体が自らの意思を表明するために使われるもので、どの程度の期間に対してということは、ほとんど規定されません。ずっと使われるかもしれませんが、ある一定の時期のみの表明の場合もあり得ます。特に、宣言は、その要素が強いものです。市民憲章については、そうではないという意見の人達もいます。ただ、市民憲章は、アメリカの考え方でシチズンズチャーターというものがありますが、これはもともと法形式で、アメリカの場合は、都市になるために必要な権利です。ただ、日本ではそういう意味合いは全くなく、したがって、その意味で言うと市民憲章も宣言に近いものです。

総合計画は、法定ではなくなりますが、中長期にわたるまちのビジョンを描いたものです。燕の場合は8年で、他の自治体では10年から20年ということで長さは必ずしも一定ではありませんが、まちの将来像であり、大体の場合、市長が策定するものです。

法形式ではないということは、宣言は特にそうですが、打ち出すことが重要で、わかりやすさなどを重要視することになります。

これに対して、条例はルールづくりであり、法形式であるということは、書き振りが問題になります。先程の説明でもありましたが、「〇〇すること、〇〇するもの」という、どうも硬い書きぶりであると言えます。しかし、法形式ですので硬い表現を使わざるを得ないという部分があります。

条例というものは、基本的には誰が提案する場合においても議会が絡むということが重要です。議会と市長を中心とする行政部門の両方が合意して、法形式としてつくっていくということです。したがって、ある程度の手続きを踏むことになるため、制定後に変更するのにも時間がかかるわけです。条例を改正しようということになれば、例えばこの会議のように、市民が提案するということもあるかもしれません。

まちづくり基本条例のようなものは、罰則を規定しているわけではないので、市民憲章や都市宣言のようなものと全く違うのかと言えば、実態的には違わないのかもしれませんが、しかし、法的な拘束力を持っているのが条例というものです。さらに、改正に時間や手続きも必要で、簡単に換えられるようなものではないと考えた場合に、そこにどのような内容を盛り込むかということを考えなければなりません。

まちづくり基本条例は、一定の期間で見直し、改正していくべきであると僕は思います。条例に基づいてまず動いてみて、この部分を変えていこうということは必要だと思います。しかし、今、議論をしている総則のような条例の目的の部分は、毎度繰り返し変更していくべきではないと思います。変更していくとすれば、手続きやルールのような部分です。今までやってきたルールを、今後はこういうやり方でやろうというルールに変えることはありますが、条例の考え方という部分は、毎回変更していくような部分ではないと思います。

手続きやルールの部分は別として、この総則の部分は基本的に、割と長い期間にわたって、例えば10年や20年にわたって燕市で使える内容が盛り込まれる方が良く僕は思います。燕市でも、宣言や市民憲章を策定していますが、そこで言われていることは、もしかすると今後変わる可能性もあります。今、この時期にこうしようと言っても、10年、5年経ったらおしまいということもあるかもしれません。そうすると、この宣言で言われていることをまちづくり基本条例の中に盛り込んだときに、考え方が変わってってしまう可能性のあるものは盛り込まない方が良く、改正すれば良いという考え方もありますが、基本理念の部分ですので、繰り返し変更していくべき部分ではないため、宣言のようなものは盛り込まない方が良くはないかというのが僕の考え方です。

また、条文については、今言ったことに少し反しますが、あまり細かく書き過ぎるとそこから

外れるものが出てくることがあります。また、大雑把に書くことも必ずしも良いとは言えません。そこで、規定のバランスが問題なってきます。非常に難しい部分ですが、そのあたりも考えてみていただければと思います。

総則の全体像の考え方については、既存の燕市の宣言などの理念をそのまま盛り込むべきかどうか、皆さんで考えていただきたいと思っています。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【全体討議】

事務局：

それでは、馬場先生のご意見を踏まえながら、「第1章 総則」の修正案について、条文ごとに委員の皆さんからご意見を伺い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと思っています。

最初に、資料1の1ページ目の第1条の目的について修正案に対するご意見をいただきたいと思っています。

このどちらの案が良いのか、また、他に修正すべき点があるかどうか、ご意見のある方はご発言をお願いします。

(以下の第2案のとおり決定)

- ・・・第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げることを目的とします。

事務局：

それでは、ご意見のとおり決定させていただきたいと思っています。なお、今回の決定は、現時点での暫定的な決定です。次回以降も、各章について検討を進めていきますが、その中で、前に戻って修正しなければならない項目も出てくるかもしれません。そこで、各章を検討して最後に、もう1度条例素案の全体像を確認していただく予定ですので、よろしくをお願いします。

続きまして、第2条の定義についてです。3番目の「市」の定義の修正案に対するご意見をいただきたいと思っています。ご意見のある方はご発言をお願いします。

(以下の修正案のとおり決定)

- ・・・(3) 市 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者をいいます。

事務局：

第2条の定義中、9番目の「人財」の定義を削除することにつきまして、ご意見をいただきたいと思っています。ご意見のある方はご発言をお願いします。

委員：

人材の部分の修正案で良いと思いますが、考え方として、「人」はやはり市の宝だという意味合いからして、補足の部分でその部分に触れていただければ良いのではないかと思います。

事務局：

条文中からは削除しますが、その意味を解説の中でうたい込むというご意見ですが、そのご意見も踏まえましていかがでしょうか。

(第2条の定義中、9番目の「人財」の定義を削除し、解説の中で「人財」を使用。また、解説にその意味も盛り込むことに決定)

事務局：

続きまして、第3条のまちづくりの基本理念についてです。第1項の「まちづくりに取り組むものとします」という部分の修正案に対するご意見をいただきたいと思います。ご意見のある方はご発言をお願いします。

(以下の修正案のとおり決定)

- ・・・第3条 市民は、まちづくりの主体であり、市民が望む地域社会の実現を目指すため、市民、市議会及び市が一体となり、自らの積極的な意思でまちづくりに取り組むものとします。

事務局：

第3条第2項について修正案が2つあります。このどちらの案が良いのか、また、他に修正すべき点があるかどうか、ご意見のある方はご発言をお願いします。

(以下の第2案のとおり決定)

- ・・・2 市民、市議会及び市は、人づくりを基本として、人を育て、人を活かし、人がふれあい、及び人が助け合うまちづくりを推進するものとします。

事務局：

続きまして、第4条のまちづくりの基本原則についてです。特に事務局として修正案をご用意していませんが、修正すべき点があるかどうか、ご意見のある方はご発言をお願いします。

(特になし)

事務局：

それでは、委員の皆さんのご意見のとおり、市民検討会議としての意見を決定させていただき、前半の意見交換については、これで終了とさせていただきます。皆さん、たいへんありがとうございました。

■ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討

「第2章 まちづくりの主体」について

【事務局説明】

事務局：

それでは、続きまして、これより次第の3番目のワークショップに移らせていただきます。

はじめに、ワークショップで皆さんから実際に意見交換を行っていただきます、第2章の個別の条文について、その考え方等をご説明いたします。

なお、ワークショップになるべく時間を掛けたいと考えますので、皆さん、宿題としてこの第2章の部分について読み込んでこられたことを前提として、重要なポイントについてのみご説明したいと思います。

また、わかりにくい表現や皆さんの意見と異なる部分があれば、ワークショップの中で、遠慮なく言っていただいた方が事務局としてもありがたいと考えますので、よろしくをお願いします。

前回配布した「提言書検討資料」に沿って説明させていただきますが、今日、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、各グループの進行係に予備の資料がありますのでお願いします。

提言書検討資料の3ページの下の部分をご覧ください。

この資料では、これまでの検討の過程で、どのような意見があったのかを左側に掲載し、どのような考えに基づいて、どのように条文化したのかという流れで3つの項目を掲載しています。

先程ご説明しましたとおり、「規定の必要性と基本的な考え方」という部分が条文の解説となりますので、個別意見や条文と併せてご確認していただきたいと思います。

それでは、たたき台の第2章について順番にご説明します。

(提言書検討資料に基づき説明)

事務局：

ワークショップでは、具体的に条文案の見直しなどを行っていただきますが、今ほど、ご説明しました第2章の条文案の考え方につきまして、ご意見、ご要望があればお聞かせいただきたいと思ひます。

(特になし)

事務局：

それでは、「第2章 まちづくりの主体」の条文案について、馬場先生からご意見を伺いたいと思ひます。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

ここは、ある意味で条例の肝になる部分です。

第1章では、どういふ人が市民であるか、すなわち、どういふ人が主体になり得るのかということ定義していたわけでは、その人たちはまちづくりにおいて何をすることかということが、この第2章で語られることになります。

以前にもお話をしましたが、この部分は、ある先生に言わせるとお節介な規定の典型例です。というのは、誰かに「こうしてほしい」とか、「こうしなさい」と言っているわけでは、ですから、お節介と言えお節介ですが、あえてそれを明確にしないと上手く動かないという部分があるということでは、

この部分についても、規定の加減だろうと思ひます。特に、燕という地域で暮らしていらっしゃる皆さんが、どの程度割り込むかということでは、その部分をどのように規定していくか、その書き振りがここに掲載されている条文ということでは、

例えば、市民に「このようにしてください」、「このように努めてください」など、書き振りをもう1回ご覧いただき、自分自身にも踏み込んでいく。市民にということでは、皆さん自身にも当てはまるということでは、同様に、市の職員についても踏み込んでいく。いわゆる踏み込み具合を見ていただき、もう少し踏み込んで規定しても良いとか、踏み込まない方が良いとか、そのような部分について、今までの意見や考え方も踏まえて、皆さんから個々の条文案を精査していただければ良いのではないかとと思ひます。

事務局：

馬場先生ありがとうございます。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【グループワーク】

事務局：

それでは、続きまして、これよりグループワークに移らせていただきます。

その前に、グループ分けを変更することにつきまして、前回ふりかえりシート等で委員の皆さんにご意見を伺いました。グループ分けを変更しない方が良いという意見も2つほどありましたが、グループ分けを変更した方が良いと意見もありましたので、いろいろなメンバーの皆さんから交流や意見交換を深めていただくため、新しくグループ分けを行います。

(グループ分けを行い、新たに5班に編成)

事務局：

はじめに、資料番号が飛んで申し訳ありませんが、今後のまちづくり基本条例の制定に向けた

会議スケジュールについてご説明いたします。本日お配りした資料4をご覧ください。

以前、皆さんにお示ししましたとおり、今年度中のまちづくり基本条例の制定を目指す中で、今後、何回会議を開催するかは決定ではありませんが、今年度の条例制定を目指す、遅くとも11月に市長へ提言書をご提出していただく必要があります。これまでと同様に、月1回のペースで会議を開催していくことになると、おおむね、この資料に掲載したような検討内容で進ませていただきたいと考えます。そこで、今回の第2章の検討もなるべく時間内に終了していただくことができますように進行していただきたいと思います。今後の会議の進め方につきまして、ご意見やご要望がありましたら、いつでも事務局までご連絡いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。また、ふりかえりシートにご意見を記入していただいて結構です。

それでは、今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。本日配布いたしました資料2をご覧ください。

(資料2に基づき説明)

事務局：

それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしくをお願いします。

また、『提言書検討資料』の第2章の各条文についてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

【グループ別発表】

事務局：

議論の途中のグループもあると思いますが、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。発表は、グループごとにその場で行っていただきます。

それでは、各グループの発表者の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

【1班の発表】

第5条第1項について、条文を見たときに平等な立場というところが重要であるという意見があり、条文中に反映できないかという意見がありました。

まちづくりに関し意見を表明する権利が書いてあるが、どういった方法ですのか見えてこないということで、関連した条文がどこかということ解説文に入れてはどうかという意見がありました。

第6条第1項の「積極的に市民参画に努めるものとします。」という表現で、積極的ということ自体、どういう状態が積極的又は消極的なのかわからないので削除するという意見でまとまりました。

第8条ですが、条文の中に「地域コミュニティ」という言葉が3回も出てくるため、表現がくどいので、地域コミュニティという言葉の一つにして、もっと簡潔にした方が良いという意見がありました。

また、全体的な意見として、誰にでもわかりやすくということ考えたときに、少しわかりづらい、もっと優しく、柔らかい表現にした方が良いのではないかという意見がありました。

第10条について、まちづくり協議会と自治会との役割分担についてはよく書かれているが、自治会との住み分けがわかりづらいため、市民にまちづくり協議会の組織や活動、自治会との違いがわかるように解説文に書けないかという意見がありました。

第14条と第15条について、市議会や市はこういう役割をするものであるという表現で、当たり前のことを言うのは失礼ではないかという意見がありました。どちらかと言うと、市民が条例を見たときに市議会や市の役割や立場をわかりやすく説明するような条文、そういった表現にした方が良いのではないかという意見でした。

補足説明させていただきますが、やはり全体として硬く感じるという意見が随所に出てきています。きつい表現は避けるべきではないかという意見がありました。

第6条の3項ですが、「発言及び行動に責任を持たなければなりません」という表現について非常に重い感じがしますので、無責任な発言をしてはいけないという意味で、その裏返しであると思いますが、もう少し柔らかい表現にすることができないかという意見が出ています。

第11条第1項で「自らの持つ知識、専門性、市民活動の持つ特性等を生かした活動」ということで非常にハードルが高いと感じます。もう少しだけたスキルや知識で良いのではないかということで、ハードルの高さが随所に出ています。

また、市と市の職員の役割の部分で、随所に「しなければなりません」という言葉が出てきます。非常に威圧的に感じます。もう少しこれを違う意味で表現できないかということで、「こうしていることをやっています」、「こういうことをやります」という表現にできないかということです。これをしないと罰則を与えますというように感じますので、そこを柔らかく表現できないかということです。

以上です。

【2班の発表】

第5条第1項について、「提案する権利を有する」という部分は市民参画する権利と重なるので削除した方が良いという意見がありました。

検討する中で、全体にくどい部分が多いので、もっと条文を整理した方が良いのではないかという意見もありました。

第6条第1項で、「自らがまちづくりの」という表現と「自らができることを考え」という表現を削除するということと、「積極的に市民参画に努める」という表現を「積極的に市民参画し、まちづくりに努める」という表現にした方が良いという意見です。

第6条第2項で、「協力してまちづくりに取り組むよう努める」という表現の「取り組む」を削除するという意見でした。

第6条第3項で、「自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。」という表現を「自らの発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに努めるようにします。」という表現にした方が良いという意見です。

第7条第1項で、「それぞれの地域にかかわる多様な主体と協働し」という表現を「まちづくりの主体と位置付け」という表現にした方が良いという意見です。

第7条第2項で、「開かれた活動を通じて市民同士の」という表現がくどいので削除した方が良いという意見と、「ことにより市民のコミュニティ意識の醸成を図る」という表現も同じく削除して条文の整理をした方が良いという意見です。

第8条についても同様の意味で、「自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、地域コミュニティを守り育てるとともに」の部分は、意味が重複しているため削除して整理をした方が良いという意見です。

第9条第1項について「その役割を果たすよう努めるものとします。」とありますが、「その役割を果たし、地域コミュニティの形成に努めるものとします。」と表現を変更した方が良いという意見です。

第9条第2項について「自治会は、まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う市のパートナー」とありますが、具体的にはそのような役割ではありますが、これも少しくどいので単に「自治会は、市のパートナー」ということでつなげたらどうかという意見です。

第11条第1項について「市民活動の持つ」という表現を削除した方が良いという意見です。

第13条第2項で、「公共的又は公益的な活動に協力するように」とありますが、「社会貢献に」と表現を変更した方が良いという意見です。

第14条は、市議会にとって当たり前のことが書かれており、1班の発表で失礼という意見も

いう意見もありましたが、市民も積極的に参加したり行動したりしましょうという意味の条文もあるので、議会もあえて積極的に、より今以上に良い議会にさせていただくということで、最終的には削らないということになりました。

市の職員についてですが、いつも市民のために頑張っていただいております、このとおりのことをさらに向上していただければ良いのではないかとということで、このままで良いということになりました。

以上です。

【4 班の発表】

第 5 条第 3 項の学ぶ権利の意味について少し意見が出ましたが、この趣旨としてはいいのかなという意見でまとまったと思います。

第 6 条第 1 項の「積極的に」という表現は削除するという意見です。

第 6 条第 3 項で、「自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。」という表現はかなり意見がありまして、「市民は、権利と義務を理解し、まちづくり活動を行うものとします」というくらいの表現で良いのではないかとという意見です。

第 7 条第 1 項で、「多様な主体と協働し」という表現で、多様な主体を解説で説明した方が良いのではないかとという意見です。

第 8 条ですが、「地域コミュニティ」という言葉が 3 回も出てくるため、最初の地域コミュニティを残して、もっと簡潔にした方が良いという意見がありました。

第 9 条第 1 項について文章が非常に長く、くどいと思われまますので、「市民にとって」と、「日常生活の中で発生する」と、「とともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たす」の部分は不要であり、削除するという意見です。

第 10 条第 1 項について「小学校区等の」という部分で意見がありまして、この部分を削除して、前後をつないでも良いのではないかとという意見です

第 10 条第 2 項について「相互に」という部分について、解説の中で説明した方が良いという意見です。

第 14 条は、市議会については、規定した方が良いということでまとまりましたが、ここまで市議会にとって当たり前のことを規定するという事は、市議会議員が侮辱されていると思われるかもしれないということで、第 1 項だけで、第 2 項と第 3 項について気持ちとしてはわかるんですが削除した方が良いのではないかとという意見です。

以上です。

【5 班の発表】

第 5 条の市民の権利ですが、権利に対する責務についてバランスがとれていないのではないかと議論になりました。第 6 条では役割が規定されていますが、権利だけが先行して強すぎるのではないかと考え、権利及び責務という書き方、まとめた方が良いのではないかとという意見です。もちろん権利は重要なのですが、それには責任が伴って然るべきだということです。

第 6 条第 1 項で、「積極的に市民参画」という表現がありますが、「自主的に市民参画」という表現にした方が良いという意見です。

自治会とまちづくり協議会の規定についてですが、このように明確にきちんと打ち出すという事はありがたいなと思っております。まちづくり、人づくりの主体として自治会とまちづくり協議会の役割はますます大きくなっていくと個人的には認識しておりますし、学校を支援していく、サポートしていくという面でそこをきちんと整理していったらもっと活性化していくのではないかと受け止めております。

第 13 条の事業者の役割で、第 2 項で、「地域社会を構成する一員として公共的又は公益的な活動に協力するよう努めるものとします。」とありますが、企業責任を明確にするという意味でよ

ろしいのではないかと思いました。

議会については他の班でも意見が出ておりますが、議員の皆さんはいろいろなネットワークを持っていらっしゃると思いますので、そういうものを十分に駆使していただいて、政策提案を出していただくというという意味で、この規定は良いと考えます。

第16条第3項で、市の職員が地域社会に参加していこうという規定ですが、これは非常にありがたいなというふうに思っておりますし、地域としてお待ちしておりますのでぜひ参画していただきたいと思っております。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへん多くのご意見をいただきましてありがとうございます。

今回の発表内容を事務局で整理し、次回の会議で皆さんから確認していただいたうえで原案の「第2章」について市民検討会議としての意見を決定したいと思います。

なお、本日の会議に市長が参加しております。最後になりますが、市長よりご挨拶をお願いしたいと思いますので、鈴木市長よろしくお願ひいたします。

【市長挨拶】

鈴木市長：

皆さん、こんにちは。おつかれさまでございます。

このまちづくり基本条例の検討会議は、既に2年にわたる検討ということで、本当に皆さんありがとうございます。また、新潟大学の馬場先生におかれましては、これまでいろいろなアドバイスをいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、いろいろなところで、これからの地方自治体というのは自立と自己責任が求められてくと申し上げてきております。こういう時代になると、市民と行政が一緒になってまちづくりをやっている地域とそうではない地域では、差がどんどん広がってくるというふうに受け止めております。そういう意味で、いま皆様方とともにまちづくり基本条例というものを検討することは、私が目指す姿そのものだと思っておりますし、まさにプロセスが市民と行政が一体となって行動する新しい燕そのものだと思っております。たいへん心強く思っております。

ぜひ、さらに活発な議論を進められ、すばらしい条例となること、またそのプロセスがどんどん地域に広がって行って、市民と行政が一緒になってまちをつくっていくという意識がさらに高まっていくことを期待しているところでございます。

今、1時間ほど皆さんの議論を拝見させていただきましたし、昨日、担当者から皆さんが今議論している条例の案を見させてもらいましたが、二点について私なりの問題意識がありますので、それを今日皆さんにお伝えして、今後の議論に反映させていただければと思います。決してそうしてくださいという意味ではなくて、私も今疑問に思っていると言いますか、どう考えていったら良いのかわからない部分を皆さんの方でも改めて考えていただければというものです。

一つは、先程の発表でもありましたように、まちづくりにおける市民の権利というところが条例案で明記されています。積極的に参加しましょうと、その中でいろいろな発言をする権利を有すると。私は、権利だけではなくて義務というものもあるんだろうと思っております。そのような部分も書いてありますが、そこからさらに1歩進めて、そもそも参加しない人達ってまちづくりにどんな義務があるのかというところを少し立ち返って考える必要があるのではないかと思います。皆さんいろいろな活動に取り組んでいただいているときに、一生懸命参加されている人は参加するけれど、参加しない人はいっぱいいる。そういうことを地域としてどうしていったら良いのか。ゴミを出すルールを守らない人、下水道に接続しない人など、いろいろな意味で市民のこういったまちづくりにおける義務というものをどう考えれば良いのかということは非常に難しいと思います。条例で、市民はまちづくりで果たさなければならぬ義務があると規定すると、

それはきっと法律違反であるというアドバイスが馬場先生からあるかもしれません。

そこをどう考えていったら良いのかを条例に反映するかは別として根本的に議論する必要があるのではないかという問題意識です。

もう一つは、これも条例案に書いてありますが、市の職員は法令遵守、いわゆるコンプライアンスというものをしっかりやっていかなければならないということがあります。コンプライアンス条例のようなものをつくっている市町村も結構ありますが、その中身というものは、法令遵守をしっかりとやりましょうというところから、口利き禁止や、行政対象暴力通報義務であるとか、バリエーションはいろいろあります。外部からの圧力を行政側が受けたときにどう対応していったら良いのか。まちづくりを進めていくうえでのコンプライアンス、法令遵守を行っていかうとといったときにそういう問題もあります。そういったことをこの条例で決めるのか、別の条例で決めるのかは議論しなければなりません。単に市の職員は法令遵守しなさいというだけではなくて、市民や議員を含めた中で法令というものをどのように受け止めていくのかということも併せて議論していく必要があるのではないかということです。

この二点についてが、条例案を見て私が感じたことです。ぜひ、これからもご議論いただきまして、燕市の明るく輝くまちづくりを進めるための憲法となる、すばらしい基本条例ができることを期待しております。これからもどうぞよろしく申し上げます。本日はたいへんありがとうございました。

事務局：

鈴木市長、ありがとうございました。

■4 その他

事務局：

予定しておりました終了時間が過ぎてしまい申し訳ありませんが、ここで一点だけご連絡があります。

次回会議の開催日ですが、6月5日（土）午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。

次回の会議の宿題として、大変ご面倒をおかけいたしますが、『提言書検討資料』の第3章と第4章の各条文を確認してきていただくとともに、修正意見等があれば、その内容をあらかじめ記入してきていただきたいと思っております。

■5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。

今回も、ふりかえりシートの記入の時間を設けさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思っております。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。おつかれさまでした。